

21世紀金融行動原則（PFA21）

10周年記念企画「若者からのメッセージ」

若者たちとの座談会～望ましい社会を目指し、できること、すべきこと～

【PFA21からの情報提供】

持続可能な社会の形成に向けた 金融機関の動向とPFA21の取組

2022年5月16日（月）

りそなアセットマネジメント 株式会社 執行役員・責任投資部長

PFA21 10周年記念事業タスクフォース座長

松原 稔

なぜ策定されたのか？

本原則は、地球の未来を憂い、持続可能な社会の形成のために必要な責任と役割を果たしたいと考える金融機関の行動指針として策定された。

また本原則は、業態、規模、地域などに制約されることなく、志を同じくする金融機関が協働する出発点となるように策定された。

いつ策定されたのか？

2011年3月11日東日本を襲った史上最大級の地震と津波は、自然災害を前に人間がいかに無力であることを暴きだした。

日常生活を支えてきた科学技術が、一転して人間社会に深刻な影響を与えたことも大きな衝撃だった。“3.11”が明らかにした文明社会の基盤の脆弱さを目の当たりにして、我々は皆持続可能性とは何か再考を迫られた。

翻って地球規模で考えると、気候変動や生物多様性の損失などが今後想像もできないほどの被害を引き起こす懸念がある。また、途上国を中心に貧困や感染症のリスクなども広がっており、人間の安全保障に対する脅威は深刻化している。

我々は震災からの復興とともに、地球規模の課題にも果敢に取り組んでいかねばならない。日本と世界が直面する課題を重ね合わせるとき、それらに立ち向かうチャレンジは次なる飛躍へのターニングポイントとなる。

震災からの復興活動を通じてエネルギーの持続可能な利用や生態系と調和した地域を復興できれば、21世紀型の社会システムとして世界に発信できるモデルになり得よう。

ここに金融が社会から必要とされ信頼される存在であり続けるためのカギがある。

我々は、持続可能な社会の形成を推進する取組みに21世紀の金融の新しい役割を見出すことができる。

PFA21 10年間の歩み



※参照 PFA21 10周年記念事業 【座談会】 21世紀金融行動原則が10年間で実現してきたもの

(<https://pfa21.jp/wp2018/wp-content/uploads/211006RoundtableDiscussion.pdf>)

PFA21 10年間の歩み ※01

年	PFA21のあゆみとできごと	国内外の動向
1992 - 2006		PRI公表等、国際的イニシアティブや金融等の行動指針の設立・策定
2009 - 2011	環境と金融のあり方、 日本版環境金融原則 策定に向けた検討	東日本大震災（2011.3.11）※02
2011	「原則と業務別ガイドライン」 採択（10月）、署名受付開始（11月）	
2012	「業務別WG（運用・保険・預貸）」 活動開始 テーマ別WG「環境不動産WG」 設置	PSI公表
2013	テーマ別WG「持続可能な地域支援WG」 設置	
2014		日本版ステewardシップ・コード確定
2015		コーポレートガバナンス・コード施行 SDGs採択、GPIF PRI署名 パリ協定採択
2017	自走化開始	TCFD最終報告公表
2019	提言「ESG金融大国になるための取るべき戦略」 公開	環境省ESG金融ハイレベル・パネル開始 G20大阪サミット開催、PRB発足
2020		2050年カーボンニュートラル宣言
2021	10周年記念イベント開催 （10月）	金融庁と環境省の連携チーム発足

※01 PFA21 10周年記念事業 【年表】 21世紀金融行動原則 10年間の歩み（<https://pfa21.jp/wp2018/wp-content/uploads/HistoryPFA21.pdf>）参照

※02 大震災により「環境」から「持続可能性」に検討の方向が変わった。

7つの原則

(持続可能な社会の形成に向けた金融行動原則)

- 【原則1】 自らが**果たすべき責任と役割を認識**し、予防的アプローチの視点も踏まえ、それぞれの事業を通じ**持続可能な社会の形成に向けた最善の取組みを推進**する。
- 【原則2】 環境産業に代表される「**持続可能な社会の形成に寄与する産業**」の**発展と競争力の向上に資する金融商品・サービスの開発・提供**を通じ、**持続可能なグローバル社会の形成に貢献**する。
- 【原則3】 **地域の振興と持続可能性の向上の視点**に立ち、**中小企業などの環境配慮や市民の環境意識の向上、災害への備えやコミュニティ活動をサポート**する。
- 【原則4】 持続可能な社会の形成には、**多様なステークホルダーが連携することが重要と認識**し、かかる取組みに**自ら参画**するだけでなく**主体的な役割を担う**よう努める。
- 【原則5】 環境関連法規の遵守にとどまらず、**省資源・省エネルギー等の環境負荷の軽減に積極的に取り組み、サプライヤーにも働き掛ける**ように努める。
- 【原則6】 **社会の持続可能性を高める活動が経営的な課題であると認識**するとともに、**取組みの情報開示**に努める。
- 【原則7】 上記の取組みを**日常業務において積極的に実践**するために、**環境や社会の問題に対する自社の役職員の意識向上**を図る。

P F A 2 1 関連文書

- 持続可能な社会の形成に向けた金融行動原則（7つの原則）
- 業務別ガイドライン
 - ア. 「運用・証券・投資銀行業務ガイドライン」
 - イ. 「保険業務ガイドライン」
 - ウ. 「預金・貸出・リース業務ガイドライン」

※参照

- 7つの原則 (<https://pfa21.jp/aboutus/principles#anc01>)
- 業務別ガイドライン (<https://pfa21.jp/aboutus/guidelines>)

E S G 金融大国となるためのアクションリスト

- 環境省のE S G金融懇談会提言（2018年7月）を踏まえ設置されたE S G金融戦略タスクフォース（環境省事務局）での議論を踏まえ、P F A 2 1が公開した提言「E S G金融大国になるための戦略」におけるE S G金融大国の実現に向けて有効と考えられる具体的な取組の例示。
- ①資金の出し手、②流し手、③受け手及び④リスクの担い手という役割に応じ、各セクターが取組に着手しやすいよう、またセクター間の⑤パートナーシップも加え、セクター及びその実施期間を分けて具体的に記載。

PFA 2 1 の体制

議長

総会

- 【メンバー】全署名機関
- 【開催頻度】原則年1回（臨時総会もあり）
- 【決議事項】以下に関する事項の決議を行う。
 - 運営委員及び監事の選任・解任
 - 原則の改正・運営規程の改正 等

委員長

運営委員会

- 【メンバー】原則10機関
- 【開催頻度】原則2回開催（近年は3回）
（臨時運営委員会もあり）
- 【決議事項】以下に関する事項の決議を行う。
 - 総会に付議する議案
 - 原則普及促進・ワーキンググループ設置
 - 原則・規定の軽微な修正・ガイドラインの改正の承認
 - 運営委員長の選任 等

監事

- 【メンバー】原則2機関
- 【職務】財産及び収支報告の監査

事務局

署名金融機関等

- 【メンバー】303機関（2022/5/13時点）
- 【責務】以下の関連文書趣旨を尊重しその遵守に努める。
 - 持続可能な社会の形成に向けた金融行動原則（7つの原則）
 - 業務別ガイドライン
- 7つの原則に則った取組についての報告（年1回）

環境省
パートナー

ワーキンググループ（WG）

- WGは必要に応じて適宜設置
- 【開催】各WGにより、年2回程度
- 【内容】各WG座長によりテーマを設定

委嘱

業務別WG

座長 運用・証券・投資銀行業務WG

座長 保険業務WG

座長 預金・貸出・リース業務WG

テーマ別WG

座長 環境不動産WG

座長 持続可能な地域支援WG